

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和7年11月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500137 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500010 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 38 年 3 月から同年 10 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（子）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 46 年生
住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 15 年生
住所 :

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 38 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 39 年 1 月から昭和 40 年 9 月まで

父親（訂正請求記録の対象者）が亡くなった後、年金事務所より連絡があり、未支給年金があることを知った。その手続の際、請求期間①について、父親と同姓同名で生年月日も一致する年金記録が見つかったが、父親の当時の住所が確認できず、父親の記録とは認められなかったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

また、請求期間②について、国民年金保険料を納付していたと思われる所以、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、被保険者氏名が、訂正請求記録の対象者の氏名と同姓同名であり、性別及び生年月日が一致する、いずれの被保険者の基礎年金番号にも統合されていない国民年金手帳記号番号に係る被保険者記録（以下「未統合記録」という。）が確認でき、当該未統合記録において、請求期間①を

含む、昭和 38 年 3 月から同年 11 月までの保険料は納付済みと記録されている。

また、国民年金被保険者台帳によると、未統合記録の被保険者に係る住所地は A 市であった旨記載されていることが確認できるところ、請求者は母親から、訂正請求記録の対象者は、独身の時は、B 県の会社に勤めていたと聞いている旨陳述している上、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間①前後において、B 県内に所在地がある事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者は厚生年金保険被保険者資格を昭和 38 年 3 月 1 日に喪失し、その後、昭和 39 年 11 月 15 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該資格喪失年月日は、未統合記録の国民年金被保険者資格取得年月日（昭和 38 年 3 月 1 日）と一致している上、未統合記録の国民年金保険料の納付済期間（昭和 38 年 3 月から同年 11 月まで）は、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者資格を喪失していた期間とおおむね一致している。

加えて、C 市から提出された除住民票及び国民年金記録によると、訂正請求記録の対象者の同市の転入年月日は昭和 39 年 2 月 20 日であったことが確認できるところ、日本年金機構は、未統合記録の被保険者については、A 市において昭和 39 年 3 月 31 日付で不在被保険者とする決定が行われている旨回答しており、当該転入年月日と不在被保険者の決定が行われた時期に関連性がうかがわれる。

その上、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者の氏名、生年月日を検索条件として氏名索引を行っても、他の被保険者が未統合記録の持ち主である状況はうかがえないことを踏まえると、未統合記録は、訂正請求記録の対象者の記録であると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間①については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

- 2 国民年金受付処理簿における訂正請求記録の対象者に係る国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、訂正請求記録の対象者の加入手続は、昭和 42 年 9 月頃に C 市で行われたものと推認され、その際に国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和 38 年 11 月 1 日に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられるところ、上述の加入手続時期を基準とすると、請求期間②のうち、昭和 40 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求期間②のうち、昭和 40 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録欄には「時効消滅」の記載が確認できる上、請求期間②直後の昭和 40 年 10 月から昭和 42 年 3 月までの保険料は、昭和 42 年 12 月 13 日に納付されていることが確認できることから、当該納付日時点において、昭和 40 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、時効が成立していなかった期間の保険料から納付を開始した可能性が考えられる。

また、請求期間②のうち、昭和 39 年 1 月から昭和 40 年 6 月までの保険料について、上述の加入手続時期を基準とすると、既に 2 年の時効が成立しており、このため、当該期間については、過年度保険料に係る納付書は発行されなかつたものと考えられる。このことは、国民年金被保険者台帳の保険料に関する記録欄において「届出前消滅」と記載されていることとも符合している。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る加入手続及び保険料納付については何も分からぬ旨陳述している上、訂正請求記録の対象者は既に死亡していることから、請求期間②に係る加入手續及び保険料納付の詳細は不明である。

加えて、C 市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に、請求期間②の保険料は未納とされていることが確認できる。

その上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、訂正請求記録の対象者に対しては、上述の未統合の国民年金手帳記号番号及び昭和 42 年 9 月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）を所持しておらず、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500138 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500011 号

第1 結論

昭和 58 年 7 月から平成 5 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 7 月から平成 5 年 10 月まで

私は、結婚した昭和 58 年 7 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行った記憶があり、その後、兄が経営する飲食店で妻と共に働き、昭和 63 年に飲食店を独立開業し、平成 5 年 11 月に同店を法人化して厚生年金保険に加入了。

最近になり、妻が私の年金記録のお知らせを見て、国民年金の記録がないことに気付いた。家計の全てを担ってくれていた妻から、夫婦二人分の保険料を B 銀行 C 支店又は D 銀行 E 支店で現金により納付しており、自分の保険料を納付しているのに、私の保険料を納付していないということはあり得ないと聞いているので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、昭和 56 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険手帳記号番号を用いて平成 9 年 1 月 1 日付けで付番されていることが確認できる。

これに対して、紙台帳検索システムによると、請求者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類は索出されない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする A 市は、同市が保管している国民年金の加入記録において、請求者の加入記録はない旨回答している。

さらに、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとするB銀行及びD銀行は、いずれも請求期間当時の保険料納付に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認できない。

加えて、妻は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付は、婚姻前から妻自身が行っていた旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和57年5月頃にF市において国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和58年5月にG市を経て、婚姻した同年7月にA市へ転出する届出がされ、請求期間に係る保険料を全て納付していることが確認できる。しかし、請求者については、上述のとおり、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、妻とは状況が異なることを踏まえると、妻の保険料が納付されていることをもって、請求者の保険料が納付されていたと推認することはできない。

以上のことから、請求者の請求期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付した事実は確認できない上、妻が請求者の請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500139 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500012 号

第1 結論

平成3年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年4月から平成4年3月まで

請求期間当時は、A市に住んでいたが大学生であったため、国民年金保険料については、免除の手続を行った。その後、実家があるB市に戻って就職したが、免除期間については、年金額が減額となることを知り、平成8年1月頃にC社会保険事務所（当時）に電話して、請求期間に係る追納の申込みを行った。保険料納付の詳細については、はっきりとは覚えていないが、当時は、D事業所で働いていたため、保険料を納付するすれば、E銀行F支店で一括納付したのではないかと思う。

また、年金記録を確認したところ、追納の申込みをした期間について、請求期間のうち、平成3年4月から同年6月までの分しかないことが判明したが、平成8年1月頃は、働いており、経済的に余裕があったことから、請求期間のうち、一部期間のみの追納の申込みを行う理由はなく、保険料を一括で納付できるよう全ての期間に係る追納の申込みを行ったはずである。

さらに、請求期間の国民年金記録は、旧姓で管理されており、平成21年頃に記録が統合されるまでは宙に浮いた記録となっていた経緯があるため、請求期間の保険料を納付した記録が、いまだに統合されず宙に浮いたままになっている可能性があるので、旧姓での調査を再度行ってほしい。

請求期間の保険料を追納したことは間違いないため、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月頃にA市で払い出されていることから、この頃、請求者に係る加入手続が行われ、平成3年4月1日を資格取得日とする事務処理が行われたとみられ、請求期間に係る免除申請及び

承認についても、当該番号に基づき行われていることが確認できる。その後、当該番号については、未統合記録とされていたものの、現在は、請求者の基礎年金番号に統合されていることが確認できる。

2 国民年金保険料の追納は、免除期間の保険料について行うことができるとされているところ、オンライン記録によると、請求期間については、免除とされていることから、請求者は、追納申込みを行って納付書を取得すれば、請求期間の保険料を追納することが可能であった。

また、請求期間のうち、平成3年4月から同年6月までの期間については、平成8年1月23日付けで、追納申込みが行われていることが確認できる。

3 これに対して、請求者は、平成8年1月頃に請求期間に係る追納申込みを行い、保険料を一括納付したにもかかわらず、追納の申込記録が請求期間の一部期間にしかなく、納付記録が何もないのはおかしい旨主張し、訂正請求を行っている。

4 しかしながら、請求者は、請求期間の追納に係る資料を保管しておらず、日本年金機構及び請求者が追納申込時に住所を定めていたB市は、いずれも請求者の追納に係る資料についての保管はない旨回答していることから、請求期間に係る追納申込みの詳細について確認することができない。

また、上述のとおり、追納申込みが行われているのは、請求期間のうち、平成3年4月から同年6月までの期間のみであり、当該追納申込記録において、申込期間に変更、取消等が行われた形跡はなく、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらぬことを踏まえると、請求者が主張する請求期間の全ての期間についての追納申込みを行っていたものと推認する事情は見いだすことはできない。

さらに、i) 請求者は、追納に係る納付書が送られてきたかどうかは覚えていない旨陳述しているほか、保険料の金額及び納付時期に関する記憶は必ずしも明確ではないことから、保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) A市及びB市は、いずれも請求者に係る国民年金記録の保管はない旨回答していること、iii) E銀行F支店は、平成8年頃の領収済通知書等の保管はない旨回答していることから、請求者が請求期間に係る保険料を追納していたものと推認する事情は見当たらない。

5 なお、請求者は請求期間の国民年金記録が未統合記録であった経緯から、請求期間の保険料を納付した記録がいまだに未統合のままになっている旨主張しているものの、日本年金機構は、同じ国民年金手帳記号番号で追納記録だけが別管理されることは、年金記録の管理上考え難い旨回答している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の旧姓を踏まえ、氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方、漢字等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、平成3年6月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

6 このほか、請求者が請求期間の保険料を追納していたこと示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500172 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（国）第 2500013 号

第 1 結論

平成 3 年 7 月から平成 5 年 12 月までの請求期間及び平成 6 年 10 月から平成 9 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 7 月から平成 5 年 12 月まで
② 平成 6 年 10 月から平成 9 年 6 月まで

請求期間①について、私は、平成 3 年 7 月にフリーランスで仕事をするためにそれまで勤めていた会社を退職し、住民票は、A 市から異動させていないかも知れないが B 市に住んでいた。国民年金の加入手続については、B 市役所で時期は覚えてないが、自分で行った。保険料の納付については、自宅近くの金融機関で毎月納付したと思うが、保険料額、回数等詳細は覚えていない。

また、請求期間①直後の平成 6 年 1 月から同年 10 月頃まで海外にいたので、保険料は納付していないが、帰国後の請求期間②については、加入手続を行った記憶はないが、保険料については、請求期間①と同様に B 市の自宅近くの金融機関で納付をした。

その後、平成 9 年 7 月から海外に住所を異動した。海外で結婚し、離婚後の平成 13 年 8 月に日本に帰国した。帰国直後は国民年金加入手続を行えなかつた可能性はあるが、請求期間①及び②の保険料は、全て納付したので、調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

現在、請求者が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険手帳記号番号を用いて平成 14 年 2 月 14 日付けで付番されていることが確認できる。

また、国民年金の資格取得については、平成 14 年 8 月 1 日を勧奨事象発生年月日として、第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨関連対象者一覧が平成 15 年 2 月 25 日に作成され、当該資格取得事務手続は、平成 15 年 4 月 25 日に行われているこ

とが確認できる。その後、請求期間①及び②並びに平成14年1月28日から同年2月1日まで（以下「請求期間①及び②等」という。）の合計6回にわたる国民年金被保険者資格取得及び喪失の事務処理がすべて平成15年5月23日に行われていることが確認できる。

これらのことについて、日本年金機構は、平成14年8月1日を国民年金の資格取得年月日とする資格取得届は、B市役所で平成15年4月7日に受付した後に事務手続（平成15年4月25日）を行い、請求期間①及び②等の資格取得届及び喪失届を同市役所で平成15年5月6日に受付した後に事務処理（平成15年5月23日）を行った。請求期間①及び②等のうち、過年度保険料として発行できる納付書は時効消滅を迎えていない平成14年1月のみである旨回答している。

また、戸籍の附票等から、請求者は、平成7年3月10日にA市からB市へ転出し、同年12月20日に再度、A市に転入してからは平成9年7月12日に海外に転出するまで、A市に住所を定めていることが確認できる。

さらに、請求期間①及び②当時、国民年金の加入手続及び保険料納付は住所地の市区町村で行うことになっていたことから、請求期間①当時はB市に住民登録がなく、請求者がB市で加入手続及び保険料納付を行うことはできず、請求期間②当時については、B市又はA市で加入手続及び保険料納付は可能であったものの、A市は、請求者に係る国民年金被保険者記録は記録なしと回答し、B市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金被保険者記録は確認できるが、納付については資料がないため不明である旨回答している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、上述の平成14年2月14日付けで付番された基礎年金番号以外に、国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、別の基礎年金番号が付番された形跡も見当たらない。

以上のことから、請求期間①及び②当時は未加入であり、保険料を納付した事実は確認できない上、請求者が請求期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間①及び②については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。